

表9 親のニーズのなかみ

<p>1、治療指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療状況・今後の見通し ・病気、検査の説明 ・面会、外出、外泊などの連絡 	<p>2、病棟生活指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活規制 ・規則違反 ・玩具、持ち物の流行 ・友人関係 ・学習 	<p>3、精神衛生指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病室内のふんいき ・子供への気持ち ・子供への心くばり ・子供への接しかた
---	--	---

コミュニケーションを充実させること
 によって、治療上、生活管理上、
 必要な制度や規則に対して、家族の
 協力を促す。・子どもに対する正しい
 養育のしかたを学びとり、良き患者
 者家族として、子供の治療指導に参
 加し、協力できるようにする。・集
 団生活の教育的な価値を理解し、親
 の連帯感を強め、病棟の生活づくりに
 参加し、協力できるようにする。
 ・個別の相談活動と組み合わせ、
 親の養育に対する主体性を育てる。
 ・学校保健委員会を通して
 医師、薬剤師、そして看護婦・保護



計画的におとずれるナース

者、教師、児童・生徒の代表によつて、
 学校保健委員会を組織し、目標
 に向かって活動している。
 ・保護者としての喘息児に対する訓
 練のあり方。・基本的な生活習慣づ
 くり。・施設・設備の環境衛生的改
 善。・健康相談。これらの事項につ
 いての実施過程で、保護者の理解と
 協力を得ている。
 ・相談活動を通して
 転入学時、面会時、そして相談活動
 等の機会を利用して、『正しい子供の
 理解』を深めている。
 正しく子供を理解する過程で、養育

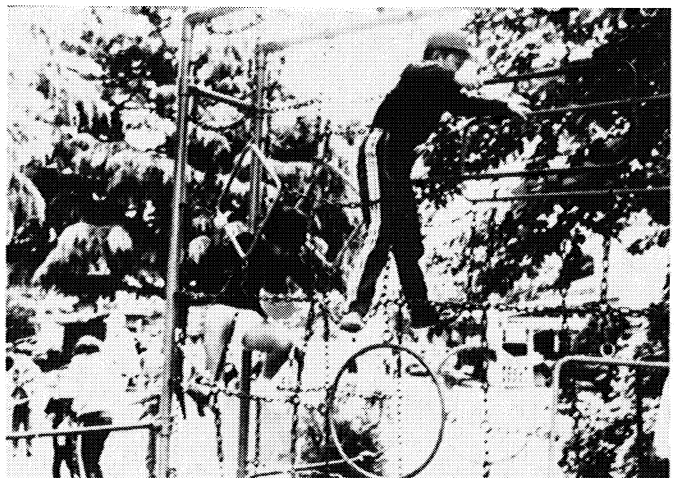
に対する保護者の意識は、主
 体化されている。
 ・PTA活動を通して
 養育活動の視点を『健康な生
 活づくり』に置き、親の願い
 をふくらましていく。親子分
 離の入院態様で、しかも入院
 の長期化に伴い、健康な生活
 習慣づくりが、強く求められ
 ているので、これに力を注い
 でいる。
 これらの視点を共有化し、親
 の願いをみたくしていくこと
 によって、保護者の内的報酬は
 高まっている。

4、福島市立福島養護学
 校

(1) 義務制にあたって思
 うこと

福島市の養護教育では盲学校教
 育が明治三十一年に始まり昭和
 二十三年に義務制になった。養
 護学校の義務制施行はようやく
 本年から遅れること約三十年
 である。

本校の前身は昭和二十七年福
 島市立第四小学校の愛護学級の
 開設がはじまりであるが、正式
 に養護学校になったのは昭和四
 十年で東北では仙台の光明養護
 学校について早い方である。
 本校は通学制の養護学校とし



きょうは楽しい遠足だ (福島市児童公園で)

て当時の父兄の要望と教師、市教育委
 員会の方々の努力によって設立された。
 先人の方々が父母と一体となって精神
 薄弱教育を進め、常々先導的試行を重
 ねてこられたことはわれわれの誇りで
 ある。

今回の義務制施行にも早くから対応
 すべく、重度の子を入学させ、教育方
 法の開発を試行してきた。通学困難な
 子の入学には父母として不安はあった
 もの、一日一日と登校の自立ができ
 る姿を見て、学校教育の力に驚きと喜
 びをもって学校に協力してくれている。
 児童の入学についても幼児からの教